別添３の４　発生農場家きん経営継続支援対策事業

第１　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合とする。

第２　事業の内容

１　経営継続支援対策

事業実施主体は、次に掲げる取組を自ら実施し、又は家きん飼養経営体が、次に掲げる取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費を補助するものとする。また、事業実施主体は、第３の１に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、家きん飼養経営体が経営継続のために次に掲げる取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。

（１）代替要員等の派遣支援

要綱第１の１の（３）の別表２で定める感染症（以下「対象感染症」という。）の感染者の発生等が確認された農場（以下「発生農場」という。）の経営継続のための代替要員の派遣等

（２）農場等清浄化支援

発生農場等における、政府の方針や自治体からの指示等に基づく消毒又は感染拡大防止のための対応に必要な器具機材等の導入

２　経営継続支援の推進

（１）地域推進・指導事業

事業実施主体は、生産者集団等が１の事業を円滑に推進するための現地指導に要する経費を補助するものとする。

（２）推進指導事業

事業実施主体は、事業を円滑に実施するための現地指導、会議の開催、書面審査等を行うものとする。

第３　事業の要件

１　生産者集団

生産者集団とは、３戸以上の家きん飼養経営体から構成され、次に掲げる全てを内容とする規約を有するものとする。

（１）生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

（２）生産者集団の運営に関する事項

（３）家きん生産の振興に関する事項

（４）会計、補助金の管理及び使途に関する事項

（５）その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

２　第２の１の事業の対象となる家きん飼養経営体

家きん飼養従事者において、対象感染症の感染者の発生等が確認された家きん飼養経営体とする。

３　第２の１の（１）の事業の対象となる代替要員等

発生農場等における代替要員とする。

４　第２の１の（２）の事業の対象となる器具機材等

対象となる器具機材等は、消毒液、噴霧器、作業着、手袋、長靴、その他消毒等に必要な資材とする。

５　みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

（１）事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」という。）に基づき、第６の１の交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（「民間事業者・自治体等向け」又は「畜産経営体向け」）（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを機構に提出するものとする。

また、第７の実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

（２）自ら第２の事業を実施する生産者集団等（事業実施主体を除く。以下同じ。）及び同事業に参加する家きん飼養経営体は、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」に基づき、当該通知別添の環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを事業実施主体又は生産者集団等に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを事業実施主体又は生産者集団等に提出するものとする。

（３）事業実施主体は、全ての生産者集団等又は家きん飼養経営体から当該環境負荷低減チェックシートを収集し、その一覧を第６の１の交付申請時、第６の２の変更承認申請時及び第７の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、自ら第２の事業を実施する生産者集団等及び同事業に参加する家きん飼養経営体の氏名及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

第４　事業の実施

１　事業実施要領の作成等

事業実施主体が第２の事業により生産者集団等に補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機

構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

２　事業実施計画の作成

生産者集団等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第１号の別添を内容とする事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

３　都道府県知事への報告等

事業実施主体は、第６の１及び２並びに第７により申請書等を理事長に提出した後、事業に参加する生産者の所在地の都道府県知事にその写しを送付するものとする。

４　事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

第５　機構の補助

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第２の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第６　補助金交付の手続等

１　補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第１号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農場家きん経営継続支援対策事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

２　事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第２号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農場家きん経営継続支援対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０パーセントを超える増減

（３）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

３　補助金の概算払

（１）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

（２）事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第３号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農場家きん経営継続支援対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第７　事業の実績報告

事業実施主体は、生産者集団等から提出のあった事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して１か月を経過した日）までに別紙様式第４号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農場家きん経営継続支援対策事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

第８　消費税及び地方消費税の取扱い

１　事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出する当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

２　事業実施主体は、１のただし書により申請をした場合において、第７に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　事業実施主体は、１のただし書により申請をした場合において、第７に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第５号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農場家きん経営継続支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「補助金適正化法」という。）第１５条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第９　事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和７年度とする。

第１０　事業の推進指導

１　事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

２　生産者集団等及び事業に参加する家きん飼養経営体は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

３　都道府県知事は、第２の１及び２の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底並びに事業実施主体、生産者集団等及び事業に参加する家きん飼養経営体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第１１　帳簿等の整備保管等

１　帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　１に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

３　事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施又は実績について必要に応じて、事業実施主体及び生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
１　経営継続支援対策	（１）代替要員等の派遣支援に要する経費	定額 ただし、代替要員１人１日当たり 14,000 円を上限とする。また、１農場当たりでは、発生農場等における通常時の業務を実施できなくなった感染者等の人数分までを上限とする。
	（２）農場清浄化支援に要する経費	定額 ただし、発生農場及び代替要員を派遣した組織１か所当たり 80,000 円を上限とし、代替が必要となる者が２人以上いる場合は、２人目以降につき１人当たり 60,000 円を上限に追加する。
２　経営継続支援の推進	（１）地域推進・指導事業に要する経費	定額
	（２）推進指導事業に要する経費	定額

別紙様式第１号

令和　年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業）補助金交付申請書

番　号
年月日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　年度において畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業）を下記のとおり実施したいので、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添３の４の第６の１の規定に基づき、補助金　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙様式第１号の別添のとおり

３　事業に要する経費及び負担区分　　（単位：円）

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
１　経営継続支援対策 （１）代替要員等の派遣支援 （２）農場清浄化支援 ２　経営継続支援の推進 （１）地域推進・指導事業 （２）推進指導事業				
合　計				

（注）事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書で記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4　事業実施期間

（1）事業着手年月日　　年　月　日

（2）事業完了予定年月日　　年　月　日

5　添付書類

（1）定款

（2）最近時点の業務報告書及び業務計画書

（3）別紙様式第1号の別添

（4）環境負荷低減チェックシート

（5）環境負荷低減チェックシートの一覧

（注1）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注2）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第１号の別添

令和　年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農場家きん経営継続支援対策事業）実施計画

１　経営継続支援対策

（１）代替要員等の派遣支援

（単位：円）

生産者集団名	実施時期	派遣元	派遣先	事業費	負担区分		積　算	備考
					機構補助金	その他		
合　　計								

（２）農場清浄化支援

（単位：円）

生産者集団名	実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積　算	備考
				機構補助金	その他		
合　　計							

２　経営継続支援の推進

（１）地域推進・指導事業

（単位：円）

生産者集団名	実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積　算	備考
				機構補助金	その他		
合　　計							

（２）推進指導事業

（単位：円）

実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積　算	備考
			機構補助金	その他		
合　　計						

別紙様式第２号

令和　年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業）補助金交付変更承認申請書

番　号
年月日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農場家きん経営継続支援対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添３の４の第６の２の規定に基づき申請します。

記

１　変更の理由

２　事業の内容

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）２及び３については、別紙様式第１号に準じ、変更部分が容易に対象できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第３号

令和　年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業）補助金概算払請求書

番　号
年月日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業）について、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添３の４の第６の３の（２）の規定に基づき、下記のとおり金　　円を概算払により支払われたく請求します。

記

１　補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況（令和　年　月　日現在）			既概算払受領額④	今回概算払請求額⑤	令和　年　月　日迄予定出来高(④+⑤)/②	残高②－④－⑤
	事業費①	機構補助金②	事業費③	機構補助金	事業費出来高③／①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別支出実績及び支出計画を添付すること。

２　振込先金融機関名等
金融機関名　　支店名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第４号

令和　年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業）実績報告書

番　号
年月日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業)について、下記のとおり実施したので、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添３の４の第７の規定に基づきその実績を報告します。
なお、併せて精算額　　円の交付を申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

３　事業に要した経費の配分及び負担区分

（注）１　１から３までは、別紙様式第１号の記に準じるものとする。
２　３について、実績額の上段に計画額を括弧書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

４　事業に係る精算額　（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

５　事業実施期間
（１）事業着手年月日　　令和　年　月　日
（２）事業完了年月日　　令和　年　月　日

6　振込先金融機関名等

金融機関名　　支店名

預金種類

口座番号

口座名義

7　添付書類

（1）環境負荷低減チェックシート

（2）環境負荷低減チェックシートの一覧

(注)記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第５号

令和　年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　号
年月日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　所
団体名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業)補助金について､畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添３の４の第８の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を返還します。(返還がある場合、記載すること)）

記

１　補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定額
（令和　年　月　日　農畜機第　号による補助金額の確定通知額）
金　　円

２　補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確

認できる資料も併せて提出すること）
・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

（　　）

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　（当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由　　）

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料